

近世五人組の機能に関する再検討

——大和国御所町の五人組を例に——

中 井 陽 一

はじめに

江戸時代の五人組には、連帯責任・相互監視等が義務付けられていたとされている。『国史大辞典』^①には、「江戸時代における最末端の治安・行政単位。地域ごとに五戸前後を組み合わせ、年貢納入・治安維持の連帯責任単位とした」とある。また、高等学校の教科書^②には、「村民を数戸ずつ五人組に編成され、年貢の納入や犯罪の防止に連帯責任を負わせた」と書かれており、これが五人組の固定観念になっている。五人組に関しては多くの先行研究があるが、実際にどうであったかについて、実態に関する史料等に基づいて調べたものはないように思える。大和国葛上郡御所町^③（現、奈良県御所市）に「文政十三寅二月 家出人柳原屋武左衛門割賦帳 五人組」（西暦一八三〇、以下、「武左衛門割賦帳」という）^④と表紙に書かれた一冊の横帳が残っている。これは一家で家出した武左衛門の借財を五人組が処理した記録である。現在の整理回収機構のような仕事を五人組がしている。この史料や御所町のその他の史料、各地の五人組帳前書等から、実際に

五人組には何が義務付けられていたか、また実際にどのような働きをしていたか等、五人組の機能について再検討する。

一般的に「五人組帳」といわれているものについて、御所町に残っているものでもいくつかの名称があり、穂積重遠氏^④は一〇〇以上の名称をあげているが、ここでは、単に「五人組帳」とする。種々の規則が書かれた「五人組帳前書」についてもいくつかの名称があるが、「五人組帳前書」または単に「前書」とする。

第一章 先行研究の概要

五人組の機能についての先行研究は多いが、ほとんど五人組帳前書の記述をもとにしたものである。太平洋戦争以前には五人組の研究が活発であったと考えられ、その成果が今も引用されている。その主なものは左記の通りである。

穂積陳重氏^⑤は、最初の五人組制度の研究者といえる。三つの著作があり、『五人組制度』^⑤では、五人組制度の沿革・概要について述べるとともに、五人組帳前書の内容を①総論、②勸農法、③租税法、④駅

伝法、⑤吏員法、⑥警察法、⑦宗教法、⑧道徳法、⑨節用法、⑩民法、⑪刑事法、⑫訴訟法の一二に分類している。『五人組制度論』^⑥では、前著の内容を補充し、分類では①身分法、②営業法の二つを加え一四にしている。また、同氏は五人組帳前書の収集を行い、『五人組法規集』^⑦に九四点の五人組帳前書を掲載している。

穂積重遠氏は陳重氏のご子息で父君の跡を継いで五人組帳前書の収集を行い、『五人組法規集統編』^⑧として、上下二巻にまとめ、四七七点の五人組帳前書を収録するとともに、前書の各条を内容によって分類している。

田村浩氏^⑨は、東北地方を中心に近代の隣組制度について調査し、江戸時代の五人組制度との関連について述べている。

西村精一氏^⑩は、五人組の起源、経緯等について解説するとともに、各地の五人組帳前書から、五人組の機能を左記の八項目にまとめてい

- る。
- ①警察保安関係（犯罪告発、転住・宿泊人取締、切支丹取締、賭博禁止等）、
 - ②納税関係（日限までの完納、納税の連帯責任）、
 - ③防火並びに防水に関すること、
 - ④治水土木に関すること、
 - ⑤農業上の機能（田地売買禁止、田地分割制限、荒れの防止、農業共助）、
 - ⑥親族法・相続法関係（婚姻・養子縁組・相続・遺言等への立会）、
 - ⑦節約の励行、
 - ⑧道徳教化

この分類は最近の研究でも引用されており、五人組の機能の常識になっ

てきているように思える。また、滋賀県を中心に近代の隣組制度について調査し、これを「新五人組制度」としているが、田村氏と同様、隣組制度を推奨するような記述である。これらは昭和十年代の研究で

あり、世相を反映しているように思える。

野村兼太郎氏^⑪は五人組に関し、「五人組帳に現れた五人組制度を研究したものであつて、実在せる五人組そのものが如何なるものであるかを十分調査したものではない。（中略）五人組帳前書、即ち五人組の規定が直ちに徳川時代の五人組制度の真実の姿であると解することが出来ない」と五人組帳前書による五人組の機能を批判しているが、真実の姿については言及していない。また、同氏は「五人組帳資料」として二二一点の関東地方の五人組帳前書を掲載している。

最近、五人組の研究は活発とはいえない。戦前の研究によって、ある程度の固定観念ができていること、五人組帳以外に史料がないこと等の要因が考えられる。戦後の研究としては左記のものがある。

前本増夫氏^⑫は、「通説のようにキリシタン弾圧・浪人取締りであったのではなく、寛永年間に自立過程にあつた近世農民を村落内に封鎖し、年貢収奪を完璧たらしめる必要に迫られたところにあると考えられる。そのために設定された五人組の機能が、村内治安・年貢納入・耕作強制Ⅱ相互扶助であつたのである」としている。また、同氏は、二〇〇九年八月に『五人組と近世村落』^⑬という著作を上梓されたが、これが五人組に関する最新の研究である。この著作では、副題に「連帯責任制の歴史」とあるように、主に五人組の連帯責任について述べられている。

小笠原隆夫氏^⑭は、讃岐国豊田郡井関村の例で、「五人組の機能は頼母子講・「山五人組組合」という他の家連合体に代替えされている」とし、五人組の相互扶助性は、村落構造に規定されたものであると指摘している。

大塚英二氏は、尾張国春日井郡赤津村に残された五人組帳と家別絵図・人別改帳を対照させ、「五人組の組合せは、単純な地理的結合ではなく、経済的紐帯、即ち保証関係などを伴う形でなされ、五人組は年貢納入の一つの単位として存在した」としている。

前記の他、黒羽兵治郎氏・川村優氏・双川喜文氏・熊谷信一氏・武田久義氏等の研究があるが、連帯責任・相互監視という五人組の機能に疑問を呈した研究はない。

多数の五人組帳前書が掲載されている文献として、前記三つの文献の他に『大阪周辺の村落資料（第四輯 五人組帳）』（五四点を収録）、『幕末期河州天領五人組帳集』（二六点を収録）がある。

第二章 五人組帳前書

一、御所町の五人組帳

御所町には左記の五人組帳が現存している。五人組帳前書は、文化六年（一八〇九）から天保七年（一八三六）まで、内容は同じで全六一条である。各条の内容は、安永六年（一七七七）の大和国葛下郡王寺村のものとはほぼ同じであるので翻刻を割愛する。幕末の五人組帳には前書がない。前書は簡素化されて別冊になっており、毎年、書き写すことを省略してゐる。

天保七年以前の前書のなかに、五人組と書かれている条は五条である。しかし、五人組と書かれていても「庄屋年寄五人組頭立会」、「庄屋年寄五人組江書付を以相断」等と書かれているものや五人組帳に關するものと、五人組の単独の機能と考えられるものがあるが、後者は

一条のみである。左記の各五人組帳に「全条数」および括弧内に「五人組と書かれた全条数」と「五人組の機能に関する条数」を示す。

1、五人組御改帳：文化六年（一八一四）、文化十四年（一八一七）（文政七年（一八二四）、文政十一年（一八二八）、天保七年、全六一一条（五条、一条）

2、五人組御改帳：慶応二年（一八六六）、慶応三年（一八六七）、（前書なし）

3、五人組改帳：慶応四年（一八六八）（前書なし）

4、御掟五人組印形帳：明治三年（一八七〇）、全二二条（一条、一条）

5、宗旨五人組前書：文久二年（一八六二）、（安政四年（一八五七）の五人組帳前書に宗門改帳の前書が付け加えられている）全三五条（三条、一条、安政四年は、全二七条（三条、一条）

二、五人組帳前書による五人組の義務

大和国を中心に市町村史に掲載されている五人組帳前書について調べた。全文が記載されている市町村史は、本節の最後に示す通りで、掲載している市町村史は少ない。『新庄町史』・『王寺町史』は、旧版には掲載しているが、『改訂新庄町史』・『改訂王寺町史』には掲載していない。このように、改訂のときに掲載しなくなった市町村史もある。また、市町村史の他に『地方凡例録』に記載のもの、および「山本大膳五人組帳」を加えた。これらについて全条数・五人組と書かれた全条数・五人組の単独の機能と考えられる条数を調べた。

第一章に五人組帳前書が多数掲載されている五つの文献を示した

が、それらについても、五人組の単独の機能が書かれた条文を調べた。『五人組法規集』⁽³⁰⁾のなかに単独と思われる条文を含むものがあつたので追加した。『五人組法規集続編』⁽³¹⁾には、正編を含め全ての条文について、その内容を七四五条に分類している。それらの条文は、内容において左記に転記したものと重複すると思われる。また、『五人組帳の研究』の「五人組資料」・「大阪周辺の村落資料」・「幕末期河州天領五人組帳集」⁽³²⁾についても表現は異なるが、内容として重複するものばかりなのである。

五人組の機能に関する条文を各史料の原文の通りに転記する。一度転記したものと同じ内容の条文は割愛する。左記の括弧内の下段に示すように、五人組の単独の機能・義務と考えられるものの数は少ない。また、左記の9項の第三条・11項の第二条以外は、義務・機能としては重くない。なお、これら二条については後述する。

1、「五人組御改帳」大和国葛上郡御所町、文化六年（一八〇九）

第二条、五人組之義町場ハ家並在郷ハ最寄次第家五軒宛組合、子供并二下人・店借・地借之者ニ至迄、悪事不仕様組中常々無油断可令詮議、若徒者有之而庄屋之申付をも不用候ものハ可訴出事

2、「五人組御仕置帳」大和国葛下郡王寺村、安永六年（一七七七）

三月、全五九条（五条、一条）

3、「五人組帳」大和国葛下郡正田村、文化八年（一八一二）三月、全四九条（九条、二条）

第四二条、独身之百姓耕作成兼候ハ、五人組として助合田畑あ

らし不申様ニ可仕事

4、「御仕置五人組帳」大和国宇陀郡下芳野村、寛政五年（一七九三）三月、全七三条（六条、二条）

第一五条、馬之筋をのへ候儀御停止候、牛馬売り買候ハ、出所聞届請人を取、五人組ニ相断可売買致、出所不慥牛馬不可買取事

5、「御仕置五人組帳」大和国吉野郡黒淵村、延享四年（一七四七）

三月、全六七条（六条、二条）

6、「五人組御仕置帳」大和国宇陀郡東之庄村、延享二年（一七四五）

三月、全三九条（三条、一条）

7、「五人組帳」大和国生駒郡生駒陣所一ヶ村、天保十五年（一八一四）四月、全五〇条（一〇条、三条）

第一五条、火の用心五人組限り致吟味大切に可仕事

第四九条、（前略）御未進銀等在之候又は無扱諸借用致有之候は

御年貢筋は勿論其外は吟味の上其組合のものへ不残皆済申付候五人組より庄屋年寄等閑致置候は庄屋年寄へ右皆済申付候間其

時後悔不致様楽々常々致吟味兼度相守忘却致間敷候（後略）

8、「五人組帳」摂津国嶋下郡別所村、嘉永二年（一八四九）四月、全三四条（二三条、一条）

第一七条、（前略）軽キ百姓田畑仕付候節、相煩候敷、又ハ無扱

差合有之候節ハ、五人組之内ヨリ庄屋江申談、村中ニ而仕付生育可仕候、若荒置候ハ、曲事ニ可被仰付候御事

9、「地方凡例録」、全五三条（二〇条、三条）

第三条、（前略）別て五人組の儀は親類よりも親しく、吉凶とも

互に助け合患難相救ひ可申候、五軒の内壱人にてても不埒有之に於ては、五人共可為同罪事

10、「山本大膳五人組帳」⁽⁴³⁾、天保七年（一八三六）、全一四七条（一九条、三条）、

第一一二条、他所江罷越一宿にても可仕節者名主組頭者申合其外之者共者五人組江相断勿論歸り候はゞ其届け可仕事

11、「五人組帳」武蔵国秩父郡金崎村、寛文五年（一六六五）、全五一
条（二一条、五条）

第二条、御年貢出し候はで欠落致可申候と及見候百姓御座候ば御代官へ届け不申先妻子を取其上可申上候致油断欠落致而も五人組之もの共急度御年貢払方相究可申候事

12、「御条目被仰渡候惣百姓連印帳」武蔵国多摩郡伊奈村、延享四年（一七四七）、全六四条（八条、三条）

第五条、吉利支丹宗門之儀御禁制之条不審成候もの有之者可申出若不審隠置後日に顕候はゞ五人組共急度可申付候事

第三章 五人組による家出人の借財処理

一、概要

武左衛門割賦帳は、財政的に行き詰まって家出した一家の借財を五人組が整理した記録である。この史料および関連する史料等から、どのように借財が処理されたか、その処理に関する五人組の役割等について検証する。なお、この史料は、五人組によって作成され、町役人に提出されたものと考えられる。この史料の最初の部分の翻刻を史料1に示す。なお、武左衛門は、醤油の醸造を行っていたと考えられる。

武左衛門は、家出する前に家財道具を高田村（現、奈良県大和高田市）吉兵衛に売り払い、文政十二年（一八二九）の大晦日に一家で家出した。借財の合計は銀一一二九七・〇五匁である。一方、回収した銀高は、高田村吉兵衛から取り戻した道具代銀一四〇三匁、残っていた醤油の道具等を買った代銀三〇三匁、計銀一七〇六匁である。処理のための諸入用は銀一八四・四匁で、これを差し引いた債権者に対する割賦銀の原資は、銀一五二一・六匁となる。これを債権者に均等に支払っており、配当率は、一三・五パーセントである。高取藩の役所（御所町は幕府領で高取藩預け）の吟味を受けたの上、その指示に従って一連の作業を実施したと記載されている。

二、武左衛門の家族および所持屋敷等の来歴

「御所町宗門御改帳」（以下、宗門改帳）という、「御所町高名寄帳」（以下、「高名寄帳」という）、検地絵図等によって調べた武左衛門の祖父の代から、家出した文政十二年までの家族や所持する田地・屋敷等の来歴は左記の通りである。

1、宝暦二年（一七五二）の宗門改帳

高市郡今井町 浄土宗西迎寺旦那

新兵衛 六二、妻 せき 五一、倅 武左衛門 三〇、他 男子 一名、

女子 三名、下女 二名

新兵衛の倅として武左衛門が書かれているが、これは年代から家出人武左衛門の父親であると考えられる。この時期は、二人の下女をおいており、裕福であったと思われる。旦那寺が今井町（現、奈良県橿原市今井）にあることから、祖先は今井町近辺の出身である

と考えられる。

2、寛保二年（一七四二）の検地絵図

「新兵衛 四畝一分」とあり、寛保二年には同じ所に住んでいたことがわかる。（下に示す図1参照、図の説明は後述）

3、文化三年（一八〇六）の宗門改帳

武左衛門 四四、女房ます 三八、悴 巳之助 二〇

宝暦三年（一七五三）以降、文化二年（一八〇五）までの宗門改帳は現存していないので、この間の経緯は不明である。

4、文化十二年（一八一五）の宗門改帳

武左衛門 五三、女房ます 四七、悴 武兵衛 二九、孫 常吉 五

一旦養子に出した孫の常吉を戻している。また、この年に息子の巳之助は武兵衛と改名している。常吉は武左衛門にとって初孫であり、初孫を養子に出すとは考えにくい。この常吉は武左衛門の子で、財産をなくす原因がここにあった可能性がある。

5、文化十四年（一八一七）の高名寄帳（付箋二枚、質入れは付箋で処理されている）

屋敷の他に左記の田地二筆を持っており、持高は合計四石四升六合である。これらの田は、「ケンチ」が新兵衛になっていないので、寛保二年（一七四二）の検地以降に入手したものである。なお、高名寄帳・土地取引等における田畑・屋敷の特定には、寛保二年の検地時の所持者の名前が用いられている。

一、屋敷 四畝拾五歩 高七斗六升五合

北本町 ケンチ新兵衛 二百七拾九番

一、上田 八畝廿四歩 高壹石四斗九升六合



図1 五人組の組合せ

京東 ケンチ善六 四百八拾三番、

一、中田 孝反 孝敵廿七歩 高 孝石七斗八升五合

同所 ケンチ同 四百八拾四番、

付箋①、文化六年（一八〇九）に屋敷を銀三貫目で布屋伊右衛門に質入れ。

付箋②、文政二年（一八一九）に田地二筆を銀八五〇匁で譲る。

6、文政三年（一八二〇）の高名寄帳（付箋三枚）

屋敷のみとなっている。

付箋①、文政四年（一八二二）、屋敷を銀三貫目で布屋伊右衛門に再度質入れ（一旦返却して期間をおいてまた借りたのか、切り替えたのかは不明）。

付箋②、文政七年（一八二四）七月、借入高 銀四貫目、利子月

七朱

付箋③、文政七年九月、借入高 銀五貫目、利子は同じ。

7、文政九年（一八二六）の高名寄帳（付箋二枚）

付箋①、文政九年五月、借入高 銀六貫目、利子月八朱。

付箋②、文政十一年（一八二八）、貸主布屋伊右衛門に譲る。

文化六年（一八〇九）に銀三貫目で質入れた屋敷は利子が加わって、文政九年に六貫目になり、文政十一年に手放している。文化十五年（一八一八）以降、文政年間の宗門改帳は浄土宗家持の分が欠けているので、これ以降の詳細は不明であるが、家出した文政十二年（一八二九）の推定年齢は、左記の通りである。

武左衛門 六七、女房 ます 六一、倅 武兵衛 四二、孫 常吉 一

三、家出後の処理

債権者の各人に対する債権額及び割賦銀（配当金）を表1に示す。家出後の処理に関し、注目点・疑問点等は左記の通りである。

1、武左衛門が家出前に道具を売った高田村吉兵衛からの代銀の取り戻し、残った道具類の売却、債権者および債権額の特定等を二ヶ月余りで完了している。債権者は二十九人で、その約半分は御所以外の人である。これらの作業は、五人組が中心になって行ったものと思われが、短期間に完了していることは驚異的である。

2、武左衛門の五人組および前後の組を表2に示す。また、各人の屋敷の場所を図1に示す。図は寛保二年（一七四二）の検地絵図をもとにしている。屋敷の場所は、文政九年（一八二六）の高名寄帳の「ケンチ」・面積と寛保二年の検地絵図に記載の所持者名・面積を一致させること⁽⁴⁶⁾によって特定した。

3、処理のための諸入用は、合計銀一八四・四匁である。諸入用がどのようなことに支出されたかについて興味があるが、記録は支払い先と金額のみである。全部で一八人に支払っており、最高は銀二〇匁、最低は銀五〇匁である。

4、諸入用の支出先に武左衛門の五人組の名前がない。一つ後の組の玉手屋吉兵衛・西口屋佐兵衛・西口屋源兵衛の名前がある。文政十二年（一八二九）の五人組帳は現存していないので、借家になった武左衛門の五人組がどうなったかはわからない。一つ後の家持の五人組が処理にあたった可能性はある。なお、屋敷を手放した後、借家人として同じ屋敷に住む例は多いようである。

5、一三・五パーセントの割賦銀に全員が応じていること、高田村吉

九

表1 債権者および債権額・割賦銀

	町・村	債権者		債権額 匁	割賦銀 匁	精算 月日	損銀 匁
		屋号	名前				
1		米屋	善兵衛	269.02	36.32	とら2月日	232.70
2		大中屋	源兵衛	221.35	29.88	とら2月日	191.47
3		釜屋	半兵衛	1,000.00	135.00		865.00
4		八百屋	おなを	96.92	13.08	とら2月日	83.84
5-1		今井屋	七兵衛	239.24	32.29	2月	206.95
5-2		今井屋	七兵衛	60.00	8.10	2月	51.90
6-1		今田屋	九藏	604.80	81.65		523.15
6-2		今田屋	九藏	66.20	8.94		57.26
7		ます屋	利助	27.00	3.64	とら2月日	23.36
8		八百屋	嘉助	24.70	3.33		21.37
9		今北屋	利右衛門	114.90	15.49	とら2月日	99.41
10		久保	恵口(虫喰)	1,000.00	135.00		865.00
11		今北屋	平七	194.60	26.27		168.33
12		米屋	嘉兵衛	110.50	14.92		95.58
13	今井	坊城屋	伊兵衛	502.40	67.82	3月9日	434.58
14	今井	飴屋	清兵衛	328.30	44.29		284.01
15-1	曾根		嘉兵衛	1,000.00	135.00		865.00
15-2	曾根		嘉兵衛	382.56	51.70		330.86
16	東辻		孫七	86.30	11.60		74.70
17	新むら		久兵衛	1,051.00	141.89		909.11
18	柳原		忠右衛門	70.67	9.54		61.13
19	坊城	木綿屋	善三郎	252.00	34.02		217.98
20	新むら		孫七	150.00	20.25		129.75
21	土佐	帯屋	久作	8.28	1.12		7.16
22	古寺		藤兵衛	67.89	9.16		58.73
23	大坂	塩屋	弥三郎	97.80	13.20	3月9日	84.60
24	さたき	大和屋	忠兵衛	61.40	8.29	3月14日	53.11
25	五条		与次兵衛	646.50	87.27		559.23
26		橘屋	善兵衛	645.80	87.12		558.68
27	竹内		市三郎	600.00	81.00		519.00
28	大坂	大和屋	利兵衛	1,100.00	148.50		951.50
29		質大和屋	清兵衛	216.72	29.26	3月20日	187.46
	計			11,296.85	1,524.94		9,771.91

註1) 町・村が記載されていないのは御所町と考えられる。

2) 割賦銀の率は13.5%である。

3) 「計」欄は筆者の集計であるが、史料1のメに比べ0.2匁少ない。

表2 文政11年 五人組帳

	屋号	名前	町	検地	屋敷面積	石高(合)	場所	備考
前 1	橘屋	善兵衛	北町	藤右衛門	15畝12歩	36,625	2-①	○
	種屋	平兵衛	北本町	小左衛門	1畝6歩	2,703	2-②	○
	出屋敷屋	ます	北町	藤右衛門	27歩	3,196	2-③	
	細井戸屋	清兵衛	北町	藤右衛門	2畝6歩	374	2-④	
		平七	(文政9年の高名寄帳に名前なし。文政9~11年の間に転入)					
武左衛門組	柳原屋	武左衛門	北本町	新兵衛	4畝15歩	765	1-①	
	西口屋	しめ	六軒町	六兵衛	1畝9歩	221	1-②	
	榎原屋	長七	六軒町	四郎兵衛	2畝21歩の内	592	1-③	
	今田屋	忠治郎	六軒町	太兵衛	5畝9歩の内	3,962	1-④	
	甘酒屋	宗助	六軒町	四郎兵衛	2畝21歩の内	190	1-⑤	
後 1	玉手屋	吉兵衛	北本町	八郎兵衛	2畝27歩	4,835	3-①	○
	西口屋	佐兵衛	北本町	六兵衛	2畝27歩の内	255	3-②	
	西口屋	源四郎	北本町	四郎兵衛	1畝18歩	6,977	3-③	○
	今田屋	元治郎	北本町	久治郎	1畝21歩	5,620	3-④	

註) (1) 検地・屋敷面積・石高は文政9年の高名寄帳による。
 (2) 屋敷面積「の内」はその屋敷地の一部である。
 (3) 備考欄の○は天保7年五人組帳に名前のある人である。

兵衛が道具の代銀の返還に応じていること等は、現在の個人の権利を主張する社会とは少し違っているように思える。また、これらの処理は高取役所の指示であるが、短期間に指示が出されている。なお、高取役所が道具の代銀を戻すように命じた理由は、「夜中二持運び不束之義二付」ということである。

6、年貢免定によると、毎年、町は醤油造冥加銀として、銀九匁九分を支払っている。この額は、家出の前後で変化がない。醤油造りの道具とともに権利が移動したものと考えられる。

先行研究等では、債務の連帯責任が五人組の重要な役目とされているが、この史料では五人組は債務の補償はしていない。

第四章 五人組制度の実態

一・五人組帳前書と五人組の義務

穂積重遠氏は、『五人組法規集』および『五人組法規集続編』の五人組帳前書の各条を機能別に整理しているが、前述のように全部で七四五条もある。このように五人組帳前書は、時代・地域によって多種多様である。五人組制度は、五人組帳前書の条文に基づいて論議されることが多いが、ある地域・ある時代の一つの前書に基づいて論議することは適切ではない。第二章で示したように、五人組そのものに課せられた義務には重要なものはなく、その数も少ない。

従来の研究は、この五人組帳前書に書かれていることを五人組の機能・義務としているものが多く、それらが五人組の概念になっているように思える。しかし、五人組帳前書の条文は、全ての住民が守るべ

きこととして定められたものであると考えられる。また、「庄屋年寄五人組」と書かれている条文も村役人・世話役としての義務である。このように、前書に書かれていることを五人組の機能・義務とするのは問題である。このことについて、戦前に野村兼太郎氏⁴⁸が指摘しているが、その後、同様の指摘をした研究はないように思える。

二・債務・土地売買の連帯責任

債務・土地売買の連帯責任は、五人組の義務とされている。しかし、前述した武左衛門の例が示すように、五人組は債務処理に関わっているだけで、債務は債権者が放棄することによって解決している。この処理において、家出前に武左衛門の道具を買い取った高田村吉兵衛は、銀一四〇三匁の損失、債権者は二九人で、最高の人の損失は、銀二九五・八六匁（曾根村嘉兵衛、二件の計）である。債務処理に要した費用は、回収した銀高から引いて債権者に配当しているので、五人組は一切金銭的な負担をしていない。配当率は一三・五パーセントであるが、債権者はこれに応じている。役所の承認を取ったものであるが、五人組の名においてなされた処理に、不服を言えないというのが、五人組の機能のように思われる。

煎本増夫氏⁴⁹は、借金で妻子を引き連れて欠落したときに、残りの組仲間が貸主に弁済した例をあげ、「五人組が加判しているので、連帯保証で弁済せざるをえなかった」と述べている。このように五人組が保証人として加判しているのは、特殊なケースであると思われる。大阪府吹田市の西尾家文書⁵⁰には一二〇点の借用証文があるが、五人組が請人または証人として加判している例はない。

また、煎本増夫氏⁵¹は、「質地入れや土地売買は五人組の保証が必要であった。何か問題が起こったときは五人組が連帯責任を負わなければならなかった」としている。しかし、御所町の五人組帳前書には、「田畑并山林等永代売買御停止二候、若質物入候ハハ庄屋年寄証文に奥印可致候」とあり、五人組には奥印を求めていない。西尾家文書⁵²には、三八点の質入れ証文がある。そのほとんどに取引に係のある村の庄屋が奥印しているが、五人組が加判しているものはない。また、津田秀夫文庫のなかの河内国丹北郡松原村（現、大阪府松原市）の史料⁵³については、一四点の質入れ証文のうち、五人組が加判しているのは一点のみである。これには「若切月二相滞候ハ、右質物の田地私共引請、銀子二而元利返上納可仕候」とあり、処理することを引き受けたものであって、金銭的な保証をしていない。

三・年貢の連帯責任

年貢の連帯責任は、五人組の固定観念になっており、高等学校の教科書にも書かれている。このもととなっているのは、西村精一氏の著作⁵⁴であると思われるが、同書は「納税の連帯責任」の項に左記の天保二年（一八三一）美濃国郡上郡貢間村「五人組御仕置帳」を引用している。

一、御年貢米金共、年切に相納、極月限皆済可致候、若致未進欠落候者有之候はゞ、其五人組庄屋年寄可弁納

ここには、「五人組庄屋年寄可弁納」となっているので、村請制のことを言っているのであって、五人組に連帯保証を求めたものではないと考えられる。しかし、第二章二節の11項に示したものは「五人

組之もの共急度御年貢払方相究可申候事」とあり、江戸時代初期であるが連帯保証を求めている。しかし、連帯保証をした実例についての先行研究はないようである。

年貢の連帯責任には矛盾があるように思える。すなわち、年貢の納付義務があるのは高持であり、田畑または屋敷を所持している。それを差し押さえれば済むことで、五人組に連帯保証を求めめる必要はない。仮に、質入れをして行方不明になっていたとしても、その田畑・屋敷を取得した者から徴収が可能である。

これに関し、武左衛門の例で考えてみる。武左衛門の田地二筆は、合わせて三石二斗八升一合である。譲り渡した文政四年（一八二二）の年貢免定は現存していないので、残っている文政六年（一八二三）から文政十年（一八二七）までの五年間の免定および皆済目録を参考にする。免（年貢の率）の五年間の平均は、五つ（五割）で、当銀（二石あたりの銀）の平均は、六五匁一分である。なお、御所町は当時皆銀納であった。免・当銀とも各年にバラツキがあるが、紙面の関係で具体的なデータは割愛する。これによって計算したこれらの田地の年貢は銀二二匁余りである。武左衛門はこの田地を銀八五〇匁で売っているので、年貢を六年余り滞納しても差し押さえで回収できることになる。屋敷については、年貢が銀二九・四匁であるのに、銀三貫目で質入れしているので、年貢の一〇〇年分強ということになる。これは屋敷の石盛は一石七斗で上田と同じであり、町場では利用価値を考えると低く、また、建物は年貢の対象外であったためである。

このことを具体的に示した史料がある。土地等の取引に関する町の控である「加判帳」の文政二年（一八一九）のものに、物納の例が記

載されている。その「譲り申田畑証文之事」の翻刻を史料2に示す。文化十三年（一八一六）から文政二年まで四年間の年貢、銀六七九匁八分を滞納し、田畑五筆を町役人に差し出している。なお、この弁之庄屋喜右衛門は物納した田畑以外に屋敷と田地二筆を所持していたので、年貢はこれらを合わせたものである。後日、町役人は物納された田畑を売って、滞納されていた年貢を回収している。五人組の一人がこの取引の証人になっているが、五人組の役割はこれだけである。

前述の松原村の史料³⁶⁾のなかに、五人組が連名で村役人に提出した一札がある。天明八年（一七八八）十二月付であるが、その本文を左記に示す。

一、我々組内又兵衛義不如意二付、此度諸道具売払候付、村借用并二連判等ハ家屋敷引当二取置、我々共江引請申候処実正也、然ル上ハ濟口之節我々共ヨリ急度相立可申候、其為引請証文以如件
ここでも、五人組は債務者の家屋敷を引当にして村借用を処理することを約束しているのみで、連帯保証はしていない。

四、犯罪の連帯責任および相互監視

高等学校の教科書には、「犯罪の防止に連帯責任を負わせた」とあり、これも五人組の重要な機能とされている。西村精一氏が「組合員の相互糾察並に犯罪告発」の項で引用しているのは寛文五年（一六六五）武蔵国秩父郡金崎村の五人組帳前書である。

一、何にても御公儀御法度に相背、悪事仕候者御座候はゞ、其五人組中より可申上候、若脇より御聞出し候はゞ、名主五人組共に曲事に可被仰付候

この条文は「其五人組中より可申出」となっている。犯罪行為を見つけた場合に通報するのは、実際に勇氣を持ってできるかどうかは別として、いつの時代でも住民としての当然の義務である。

第二章二節9項に示したものは、「不埒有之に於いては、五人共可為同罪事」となっており、五人組の一人が犯罪を犯すと全員が同罪になるという表現になっている。しかし、御所町の文政十一年（一八二八）の五人組帳の一人のところに「入牢致居候二付無印二而奉差上候」という付箋がついているものがある。これは一人が入牢していて捺印できないということであり、この組の他の四人は捺印しているの、何の罪にも問われていないことを示している。

犯罪防止の連帯責任は、五人組帳前書の拡大解釈のように思える。御所町の例が示すように、一人が犯罪を犯した場合、五人組全員を同罪にするのは無理のように思える。

五・五人組の組合せ

五人組の組み合わせに関し、煎本増夫氏は、「五人組の編成には、富裕農民と零細農民を組み合わせることが要請され、事実そのようになっていることが判明した」としている。また、大塚英二氏は、「有力な者（持高五石以上の層）が必ず一名以上いて、年貢未進時などに組合員に融通を行った。単純な地理的関係性だけでなく、経営的に有力な者が必ず内部に含まれるようにした」と述べている。

御所町の例では、家持と借家で分けて組み合わせられている。また、組み合わせは近隣が原則で、持高等の配慮はされていない。町の西北の隅から四人から六人ずつ組み合わせせて、転入・転出等で三人または七

人になった場合は、隣の組と調整して四人から六人になるようにしている。なお、庄屋・年寄は五人組に入っていない。

宗門改帳等によると、江戸時代中期以降において、転入・転出、家持から借家・借家から家持等の人の出入りは多い。表2に示す文政十一年（一八二八）の五人組の組合わせに、八年後の天保七年（一八三六）の五人組帳に記入されている人を備考欄に○を付けた。武左衛門の組は全員いなくなっており、同じ組合せは一つもない。このような状況では、五人組による連帯責任は困難であると思われる。

六・五人組帳前書の読み聞かせ

基本的な問題点として、五人組帳前書の各条に書かれたことをどのようにして一般住民に伝え、人々はどのように理解していたかということがある。冒頭で引用した『国史大辞典』には、「前書部分を庄屋が毎年四月または、正月・五月・九月というように定期的に村民に読み聞かせたり、あるいは五人組寄合における朗読によってその法令の徹底が計られ。また、寺子屋の教材として用いられたりして、その浸潤が期された」と記載されている。御所町の前書の末尾には「右之条々一ヶ年二両度宛、村中大小之百姓寄合為読聞、此趣常々無油断堅可相守、若違背之輩於有之ハ、可為曲事者也」とある。

穂積陳重氏は法令の読み聞かせに関し各地の五人組帳前書から、
①年々一度、②毎年二度、③毎年三度、④毎年四度、⑤毎月一度、⑥毎月再々、⑦人別改めを行う時又は鎮守祭礼の時等にすべしとするものがある」としている。しかし、実際にどのように行われていたかについて言及した先行研究はないようである。

地方・村の規模等によって異なると思われるが、御所町の場合について考えてみる。御所町の家数は七〇〇から八〇〇軒であり、一堂に集めて読み聞かせを実施することは不可能である。五人組帳には捺印の問題もある。一堂に集めて読み聞かせ、捺印させるのが理想であるが、それができないとした場合、どのようにして捺印させたかという問題である。五人組帳だけであれば、回覧形式で組頭が読み聞かせて捺印させることが可能である。しかし、五人組帳は一冊であるのに、表紙には「六冊之内」と書かれており、宗門改帳と同時に作成されていたことがわかる。宗門改帳は、浄土宗の家持・借家、浄土真宗の家持・借家および三宗（真言宗・日蓮宗・禅宗）の五冊に分かれており、寺院ごとにまとめられている。したがって、組頭にまかせるのは困難であると考えられる。

現実的な方法として、庄屋または年寄の処へ捺印に来させるということが考えられる。そして五人組帳前書は、前年度のものをそのまま写して提出するということである。すなわち、五人組制度が形式化していたということである。

おわりに

大和国御所町の江戸時代中期以降の史料、各地の五人組前書等に基づいて、五人組の機能について再検討した。家出人の借財処理について、五人組は処理の実務を担当しているが、金銭的には一切の負担をしていない。回収した資金から必要経費を差し引き、残りを債権者に配当することによって解決している。河内国松原村の二点の史料で

も、五人組は債務者の田畑・屋敷を処分して、借財の処理することを約束しているが、金銭的な保証はしていない。

一般的に五人組の重要な機能とされている年貢納入の連帯責任には矛盾があることを指摘した。年貢を納入するのは高持であり、未進がある場合、五人組に責任を負わせて納入させるより、未進者の田畑・屋敷を差し押さえる方が確実である。場所によって異なるかもしれないが、田畑・屋敷の実勢の取引価格は、年貢の数年分以上の価値があるからである。

また、犯罪の相互監視についても疑問がある。五人組帳前書の条文の拡大解釈であると考えられる。日々隣近所を監視していたのでは、平穏な日常生活が過ごすことができないように思える。御所町の例では、五人組の組合せは、年々替わっている。連帯責任が求められるのであれば、日頃行いの悪い人や転入してきた人等との組合せについて、トラブルが生じるはずである。組合せは持家と借家に分けて、四人から六人ずつ近隣の人たちで機械的に行われている。

このように五人組の機能・義務に誤解が生じたのは、五人組帳前書に定められている事を五人組のためのものであると考えられたためである。五人組帳前書の条文は、時代・地方によって多種多様でその数も多い。しかし、よく調べてみると、五人組の単独の義務とされている条文の数は少なく、またその義務も重くない。

五人組制度の実態について、第四章にまとめた。検討した近世中期以降では、五人組はほとんど機能していなかったと考えられる。毎年、町役人の義務として五人組帳を作成し、役所に提出していただけないかと思われる。幕末になると、毎年五人組帳前書を書き写す

ことも省略されている。

江戸時代の五人組に関する大きな問題は、高等学校の教科書の記述であると考えられる。五人組の連帯責任・相互監視には暗いイメージがあり、それが江戸時代そのもののイメージを悪くしているような気がする。本稿は、主に近世中期以降の町場の一地域の史料に基づくものであり、普遍性があるとはいえないが、五人組の機能等について見直すきっかけになればと思う。そして、教科書・辞典類等の記述が、矛盾のないものになることを願いたい。

注

- (1) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五) 第五卷 九三六頁
- (2) 『詳説日本史』(山川出版社、二〇〇六) 一六七頁。『日本史B』(清水書院、二〇〇九) 一一二頁には「各家は五人組に編成されて、年貢納入などの連帯責任を負わされた」と書かれている。
- (3) 筆者所蔵。御所町の史料は全て筆者所蔵であり、以後、註記を省略する。
- (4) 穂積重遠『五人組法規集続編』(有斐閣 一九四四) 解説七頁
- (5) 穂積陳重『五人組制度』(有斐閣 一九〇二)
- (6) 穂積陳重『五人組制度論』(有斐閣 一九二二)
- (7) 穂積陳重『五人組法規集』(有斐閣 一九二二)
- (8) 前掲(4)
- (9) 田村治『五人組制度の実証的研究』(巖松堂書店、一九三六)
- (10) 西村精一『五人組制度新論』(岩波書店、一九三八)
- (11) 野村兼太郎『五人組帳の研究』(有斐閣、一九四三)
- (12) 煎本増夫『五人組と近世村落』(『駿台史学』一九七二) 三二号 八六頁
- (13) 煎本増夫『五人組と近世村落』(雄山閣 二〇〇九)
- (14) 小笠原隆夫『近世五人組のもつ相互扶助性について』(『鳴門史学』

- (15) 鳴門史学会 一九八七) 一号 二頁
- (16) 大塚英二『近世後期の五人組構成と身分集団』(『愛知県立大学文学部論集』二〇〇四) 五三号 一五頁
- (17) 黒羽兵治郎『河州五人組帳の検討』(『経済研究』大阪府立大学経済学部 一九六〇) 一四号 一頁
- (18) 川村優『郷五人組考』(『日本歴史』一九七八) 三五六号 八七頁
- (19) 双川喜文『近世の身分と土地所有』(『地方史研究』一九八〇) 三〇号 二五頁
- (20) 熊谷信一『享和四年下総国片山村 五人組帳の研究』(多摩書房、一九八五)
- (21) 武田久義『五人組と生活保障についての一考察』(『桃山学院大学経済経営論集』一九九四) 三五号 一七頁
- (22) 関西大学法制史学会編『大阪周辺の村落資料(第四輯 五人組帳)』(関西大学出版部 一九五八)
- (23) 『幕末期河州天領五人組帳集』(『大阪経大論集』日本経済史研究所近世史研究会、一九六二)
- (24) 『王寺町史』(一九六九) 二九二頁
- (25) 『新庄町史』(一九六七) 一一二頁
- (26) 前掲(23)
- (27) 『改訂新庄町史』(一九八四)
- (28) 『新訂王寺町史』(二〇〇〇)
- (29) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版 一九六九) 下巻 九六頁(原著、大石久敬 一七九四)
- (30) 前掲(5) 付録、前掲(10) 二〇六頁等に掲載。天保七年(一八三六)、幕府代官山本大膳が編纂し木版で頒布
- (31) 前掲(4) 下巻 一七〇〇頁
- (32) 前掲(11)
- (33) 前掲(21)
- (34) 前掲(22)

- (35) 前掲(23)
 (36) 前掲(24)
 (37) 『菟田野町史』(一九六八)一〇五頁
 (38) 『賀名生村史』(一九五九)一六八頁
 (39) 『新訂大宇陀町史 史料編』(一九九二)、第二卷 三三頁
 (40) 『生駒市誌 資料編Ⅰ』(一九七一)四二六頁
 (41) 『吹田市史』(一九七四)六卷 三〇二頁
 (42) 前掲(28)
 (43) 前掲(29)
 (44) 前掲(7) 二五頁
 (45) 前掲(7) 二〇五頁
 (46) 図1の3―②の左にある「千百六拾番」は蔵屋敷で、「文政十三年(一八三〇)のおかけ参り」の時に約一万人に対する宿泊の施行が行われた場所である。この施行等に関しては、拙稿「文政十三年おかげ参りに関する考察」(『史泉』関西大学史学・地理学会 二〇〇七)に記載した。その時の世話人であった平野屋和助・玉手屋吉兵衛の名前が諸入用の支払先にある。また、債権者のなかに今井屋七兵衛の名前がある。
- (47) 前掲(4) 下巻 一七〇〇頁
 (48) 前掲(11) 三三二頁
 (49) 前掲(13) 一〇四頁
 (50) 『西尾家文書目録』旧西尾家住宅総合調査報告書別冊(吹田市教育委員会 二〇〇九)
 (51) 前掲(13) 一〇四頁
 (52) 拙稿「西尾家文書について」『旧西尾家住宅 総合調査報告書』(吹田市教育委員会、二〇〇九)一九〇頁。目録は前掲(50)
 (53) 拙稿「河内国丹北郡松原村・別所村文書について」(『関西大学博物館紀要』二〇〇八)一四号 六一頁
 (54) 前掲(10) 五八頁
 (55) 前掲(53) 史料6 七一頁

- (56) 前掲(10) 五六頁
 (57) 前掲(13) 九〇頁
 (58) 前掲(15) 一〇頁
 (59) 前掲(5) 四四頁

史料1

文政十三年寅二月

家出人柳原屋武左衛門割賦帳 五人組

一此度柳原屋武左衛門儀、家内不残去丑極月晦日夜、家出致候二付、家財諸品不残高田村吉兵衛方へ売渡し持運ひ候二付、其趣高取領御役所様御吟味御糺御願奉申上候所、御下書之上家財諸品買取候義二而、夜中二持運ひ不束之義二付、差戻し候様被仰渡、右武左衛門者未進方相片付、諸雜費引去り、残銀を以御財方割賦済二可致候様被仰渡候、以上

武左衛門五人組

寅二月十四日

一金七両式歩」代五百拾六匁

一八百八拾七匁

右式口者高田村吉兵衛方ヨリ取戻し之諸道具、金七両式歩共受取高売払銀

共

一五拾三匁

右ハ諸道具売払高銀

一式百五拾目

右醬油造道具不残売払高

ノ老貫七百六匁

内 百八拾四匁四分

右ハ出入二付諸入用ノ

残銀 老貫五百廿老匁六分

借用銀高元銀 ノ拾老貫式百九十七匁五厘

此割賦銀 百目ニ付拾三匁五分宛

一式百六拾九匁二厘 米屋 善兵衛

割賦銀 三拾六匁三分貳厘

右之通髓ニ受取相済

トラ二月日

一貳百廿壹匁三分五厘 大中屋 源兵衛

此割賦銀 廿九匁八分

右之通髓ニ受取相済

トラ二月日

（中略）

諸私方入用

一貳匁八分 平野屋 和助

一五拾文 泉屋 藤三郎

（以下略）

史料2

譲り申田畑証文之事

一上田九畝三分 高壱石五斗四升七合

一上田壱反貳七分 高壱石八斗五升三合

一中畑七畝二七分 高九斗四升八合

一下畑貳畝二三分 高貳斗七升

一中畑三畝六分 高三斗八升四合

右之田畑我等所持之名前ニ御座候処、去ル文化十三年・同十四年并去寅年御年貢御上納銀六百七十九匁八分、私為相滞不納仕候ニ付、此度右之田畑町方江相譲り渡し候間、向後町御役人中之御支配ニ罷成可被下候、右田畑譲り渡し申ニ付、一家者不及申自他之差構毛頭無之候、右田畑ニ付、外借銀等一切無之候、猶又向後何連江御譲り被下、名前御切替被下候共、其時一言之申分故障決而無御座候、田畑譲渡し証文依而如件

文政二卯年極月 譲り主 弁之庄屋 喜右衛門

一家惣代 狐井屋 勘兵衛

五人組 扇屋 忠兵衛

町御役人中